

勤務環境改善医師派遣等推進事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、長時間労働医師が所属し、地域において重要な役割を担う医療機関の医師の時間外・休日労働時間を短縮すること及び地域医療提供体制を確保するため、勤務環境改善医師派遣等推進事業を行う事業者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「勤務環境改善医師派遣等推進事業」とは、(3)オにおける派遣受入医療機関が作成した「医師労働時間短縮計画」に基づく取組として、医師派遣等を推進する事業をいう。
- (2) この要綱において「事業者」とは、県内の病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院）及び診療所（同法第1条の5第2項に規定する診療所）で別表に掲げる対象医療機関の開設者をいう。
- (3) この要綱において「派遣受入医療機関」とは、次のア～カのいずれをも満たす医療機関をいう。

ア 次の（ア）～（ウ）いずれかを満たすこと。

- ⑦ 特定機能病院、地域医療支援病院、救命救急センター、周産期母子医療センター、へき地医療拠点病院、地域がん拠点病院等の地域医療に特別な役割がある医療機関
- ⑧ 地域医療の確保に必要な医療機関であって、5疾病6事業で重要な医療を提供している医療機関
- ⑨ 在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関

イ 本事業を実施する医療機関は、双方が確認した医師派遣であることを明らかにする観点から補助を受けるにあたって事前に医師派遣の相手方の医療機関の確認を得ること。

ウ 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。

エ 年の時間外・休日労働が960時間を超える又は年の時間外・休日労働が720時間を超え、960時間以下の医師を雇用している医療機関で、労働基準法（昭和22年法律第49号）第36条に規定される労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定（以下「36協定」という。）において、全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が720時間を超えていること。

オ 医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議（以下「委員会等」という。）を設置し、「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」に基づき、「医師労働時間短縮計画」を作成すること。その上で、特定労務管理対象機関においては、医療機関等情報支援システム（G-MIS）に登録すること。また、委員会等は、「医師労働時間短縮計画」の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。

カ 「地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準事業例及び標準単価の設定について」（平成29年1月27日付け医政地発0127第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）における標準事業例26に関する事業において、対象経費と同様の補助を受けていないこと。

- (4) この要綱において「派遣医療機関」とは、次のア～ウのいずれをも満たす医療機関をいう。

ア 派遣受入医療機関に医師を派遣すること。

イ 本事業を実施する医療機関は、双方が確認した医師派遣であることを明らかにする観点から補助を

受けるにあたって事前に医師派遣の相手方の医療機関の確認を得ること。

ウ 「地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準事業例及び標準単価の設定について」（平成29年1月27日付け医政地発 0127 第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）における標準事業例26に関する事業において、対象経費と同様の補助を受けていないこと。

- (5) この要綱において「派遣医師」とは、派遣医療機関が雇用する医師（非常勤を含む。）であって、派遣受入医療機関に派遣されている医師をいう。

第3 補助の対象及び補助率（額）

別表に掲げるとおりとする。

第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部

ア 交付申請書（様式第1号）

イ 事業計画書（様式第2号）

ウ 経費所要額調（様式第3号）

エ 収支予算書（様式第4号）

オ その他知事が必要と認める書類

- (2) 提出期限

別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をしようとする場合

イ 補助事業に要する経費の配分を変更（事業費の額の20パーセント以下の変更を除く。）をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

- (2) 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち1件当たりの取得価格が50万円以上の機械、器具その他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、知事が別に定める期間）内において、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

- (4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

- (6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた年度）終

了後5年間保管しなければならないこと。

第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

- (1) 変更承認申請書（様式第5号）
- (2) 変更事業計画書（様式第2号）
- (3) 変更経費所要額調（様式第3号）
- (4) 変更収支予算書（様式第4号）
- (5) その他知事が必要と認める書類

第7 実績報告

- (1) 提出書類 各1部

ア 実績報告書（様式第6号）
イ 事業実績書（様式第2号）
ウ 経費所要額精算書（様式第3号）
エ 収支決算書（様式第4号）
オ その他知事が必要と認める書類

- (2) 提出期限

事業完了の日から起算して10日を経過した日（第5の(1)のイにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知が到達した日から起算して10日を経過した日）又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

第8 請求の手続

- (1) 提出書類 1部

請求書（様式第7号）

- (2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第9 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

- (2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金

額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合（消費税仕入控除税額等が0円の場合を含む。）には、その金額

((1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額等報告書（様式第8号）により別に定める日までに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

附 則

この要綱は、令和6年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この改正は、令和7年度分の補助金から適用する。

2 令和7年度に補助金の交付を申請する派遣医療機関のうち、令和6年度に改正前の勤務環境改善医師派遣等推進事業費補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）に基づき派遣医療機関として補助金の交付を受けた派遣医療機関の第3の規定の適用に関しては、別表の派遣医療機関の部「対象経費」欄の「派遣医師ごとの派遣医療機関における常勤換算数」は、「改正後の勤務環境改善医師派遣等推進事業費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）に基づき算出した令和7年度分の派遣医師ごとの派遣医療機関における常勤換算数に、令和6年度に受けた補助金の対象経費の算定において仮に新要綱の適用があるものと仮定して算定した場合に得られる派遣医師ごとの派遣医療機関における常勤換算数が令和6年度分の補助金の交付を受けた際に算定した派遣医師ごとの派遣医療機関における常勤換算数を上回る場合はその上回る数を加えた数」とする。

別表

	対象経費	補助基準額	補助率	補助額
派遣受入医療機関	派遣医師を受け入れるための準備に必要な経費（派遣受入医療機関における派遣医師の受入準備等に必要な旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、損害保険料）、使用料及び賃借料、備品購入費） （注） 同一法人間の派遣に係る経費は対象外とする。	受入医師 1 人当たり 150 千円	次のとおりとする。 資産の形成に繋がると知事が認める事業 9/10 その他の事業 10/10	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較していずれか少ない額と、総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に補助率を乗じて得た額（算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額）とする。
派遣医療機関	派遣医療機関における直近の決算数値により以下の式により算出される医師 1 人 1 月あたりの経常利益相当額に、派遣医師ごとの派遣医療機関における常勤換算数と派遣月数を乗じて得た額の合算額。また、非常勤医師数は、派遣人数を常勤換算して算出する。 （注） 同一法人間の派遣に係る経費は対象外とする。 （式） $\text{（入院診療収益} + \text{外来診療収益} - \text{（人件費（医療職）} + \text{材料費} + \text{その他の経費} \text{）} \div \text{医師数（常勤} + \text{非常勤）} \times 1 \div 12 \times \text{（実際の派遣勤務日数} \div \text{派遣医療機関における派遣開始月から終了月までの間の総診療日数）}$	派遣医師 1 人当たり 1,250 千円×派遣月数×（実際の派遣勤務日数／派遣医療機関における派遣開始月から終了月までの間の総診療日数）		